

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

サラリーマンの原稿料収入と確定申告

Q：私はサラリーマンですが、給料の他に原稿料収入があります。昨年の原稿料は、税引後の手取額で27万円でした。この原稿料は、確定申告しなければならないのでしょうか。

A：原稿料から必要経費を差し引いた所得金額が20万円以下であれば、申告は不要ですが、申告をした方がトクになるケースもあります。

【解説】

給与所得者であって、しかも1カ所からだけ給与の支給を受けているような人は、その年の給与の収入金額が2千万円を超えるときや給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときは確定申告の義務がありますが、それ以外のときは義務として確定申告をする必要はありません。

また、いわゆる著述家とか作家とかいう人以外の人の原稿料や印税は雑所得として課税されます。原稿料や印税は、もらうときに原則として10%の所得税が源泉徴収されます。

この源泉徴収税額の計算では、必要経費は考慮されていませんが、雑所得の金額は、総収入金額（源泉徴収税額を差し引く前の金額）から、取材費や用紙などの消耗品のように原稿料や印税を得るために必要な経費を差し引いて計算することになっています。

したがって、申告をすれば、源泉徴収された税金が戻ってくるようでしたら、申告をして所得税の還付を受けられた方がよいと思います。

